

令和6年8月6日(火)

令和4年度～令和6年度住民税の課税漏れについて

高千穂町長 甲斐 宗之

1.発覚した時期 令和6年7月24日(水)

2.発覚した内容 町内に住民票を有する課税対象者のうち、給与支払報告書・公的年金支払証明書が他市町村に提出された方の一部で、課税資料の取り込み漏れが発覚しました。課税時は、事業所から最初に提出された市町村より住民票のある本町に回送され課税資料として使用されます。郵便による回送分は随時手入力にて処理し、確定申告資料の国税連携システムによる回送分については当町のシステム上で取り込み処理まで行えますが、PDFデータなどによる回送分については自動で取り込めないため紙ベースで出力を行い手入力で反映させる必要がありました。今回、当時の担当者の確認ミスから令和4年度から令和6年度に送信されてきたものの処理が漏れていたことが発覚いたしました。

3.対象者数と金額 発覚後全ての課税資料について内容を確認し入力を行い、修正額は以下のとおりとなりました。

令和6年度課税分 総数 100件 うち課税修正発生分 30件 1,035,300円

令和5年度課税分 総数 56件 うち課税修正発生分 19件 446,400円

令和4年度課税分 総数 16件 うち課税修正発生分 5件 82,100円、還付 15,200円

計 172件 うち課税修正発生分 54件 1,563,800円、還付 15,200円

個人の合計修正額 △15,200円～417,700円(複数年にわたる対象者あり)

4.今後の対応と再発防止策

全課税修正者に対し連絡の上、お詫びとご説明を行い、納付についてお願いさせていただきます。介護保険料・給付金等で他の課にも影響が及ぶ場合は、同席しと一緒に説明をさせていただく予定です。

来年度以降の課税処理に向けて、課税資料一覧表・課税資料取込チェックリストを作成し取り込み漏れが二度と起こらないようチェック体制を改め、再発防止に努めるとともに、町民の皆様方の信頼回復に努めてまいりたいと思います。

お問い合わせ先

高千穂町役場税務課 0982-73-1201